情公第１５５２号

平成２９年１１月１７日

　大阪府個人情報保護審議会

　　会　長　野田　　崇　様

大阪府知事　松井　 一郎

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針に関する意見について（諮問）

　大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）第４９条第２項に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（事業者指針）について、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

１　条文

　　大阪府個人情報保護条例第４９条第２項

２　諮問内容

　　事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（事業者指針）の改正

　　事業者指針改正案は、別紙のとおり

３　諮問理由

　　大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）第４９条第２項の規定に基づき、個人情報保護審議会答申第１号（平成８年９月１７日）を受けて、平成８年１０月に事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（以下「事業者指針」という。）を定めた。

事業者指針については、その後、平成１７年４月の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の全面施行等を踏まえ、個人情報保護審議会答申第４３号（平成１８年３月２７日）を受けて、平成１８年５月に改正をするとともに、平成２５年５月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の制定を踏まえ、個人情報保護審議会答申第２８０号（平成２７年１１月１６日）を受けて、平成２７年１１月にも改正を行ったところである。

この度、平成２９年５月の改正個人情報保護法の全面施行により、個人情報を取り扱うすべての事業者に個人情報保護法が適用されることになったこと、また、個人情報保護審議会答申第２９８号（平成２９年２月９日）を受けて、条例を改正（平成２９年１２月１日施行）し、個人情報の定義等を明確化したことから、事業者指針についても、所要の改正を行うこととし、貴審議会に諮問するものである。

４　事業者指針の改正の考え方

（１）指針作成の目的

　　　　改正個人情報保護法の全面施行により、すべての事業者に法律が適用されることとなったことから、事業者が個人情報と特定個人情報を取扱う場合には、法令やガイドラインを遵守すること、また、法令等に規定がない場合は、条例と指針によることを「１　指針作成の目的」に明記する。

（２）特定個人情報の取扱い

　　　　特定個人情報を取り扱う者に対しては、番号法が適用されることから、上記（１）に記載のとおり、「１　指針作成の目的」を改めるとともに、他の項目に記載していた特定個人情報の取扱いに関する規定は削除する。

（３）対象とする個人情報

　　　　条例における個人情報の定義を変更したことから、指針における個人情報の定義についても同様に変更する。

（４）要配慮個人情報

　　　　条例の改正によりセンシティブ情報を要配慮個人情報として定義したことから、「７　特に慎重な取扱いを要する個人情報」を「７　要配慮個人情報の取扱い」と改め、条例の規定と同様に変更する。

（５）自己に関する個人情報の開示等

　　　　改正個人情報保護法により、自己に関する個人情報についての開示請求等について明文化されたことから、指針においても同様に変更する。